

「施設機械工事等共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成 23 年 3 月 2 日付け農村第 2035 号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
施設機械工事等共通仕様書 令和8年 10 月 【農業農村整備編】	施設機械工事等共通仕様書 令和7年 1 0 月 【農業農村整備編】

「施設機械工事等共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成 23 年 3 月 2 日付け農村第 2035 号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
施設機械工事等共通仕様書 目 次 第 1 章 総 則第 1 節 総 則 1－1－1～1－1－7 [略] <u>1－1－8 ウィークリースタンス</u> 1－1－<u>9</u>～1－1－<u>64</u> [略] 第 2 章～第 13 章 [略] 施設機械工事完成図書等作成要領 [略] 参考 工事請負契約、施設機械工事等共通仕様書等に基づく提出様式 参考 施設機械工事等共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表	設機械工事等共通仕様書 目 次 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1～1－1－7 [略] <u>[新設]</u> 1－1－<u>8</u>～1－1－<u>63</u> [略] 第 2 章～第 13 章 [略] 施設機械工事完成図書等作成要領 [略] 参考 工事請負契約、施設機械工事等共通仕様書等に基づく提出様式 参考 施設機械工事等共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表

「施設機械工事等共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成 23 年 3 月 2 日付け農村第 2035 号農林水産部長通知） 一部改正新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1～1－1－7 [略] 1－1－8 ウィークリースタンス 監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認、共有した取組の総称をいう。 1－1－9 [略] 1－1－10 承諾済の承諾図書 契約書第 15 条第7項、第 17 条第1項、第 18 条第5項、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条及び第 44 条第2項の規定を除き、承諾済の承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。 1－1－11～1－1－18 [略] 1－1－19 施工体制台帳及び施工体系図 1～5 [略] 6 下請負人の社会保険等加入の有無に関する対応 (1)～(4) [略] (5) 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 ①当該社会保険等未加入建設業者が契約書第 7 条の 2 第 2 項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、(4) の①に定める期間内に確認書類が提出されなかったとき、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額 ②当該社会保険等未加入建設業者が契約書第 7 条の 2 第 2 項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が (4) の②に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額 (6) [略] 1－1－20～1－1－22 [略] 1－1－23 工事の一時中止 1 一般事項発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して	第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1～1－1－7 [略] [新設] 1－1－8 [略] 1－1－9 承諾済の承諾図書 契約書第 15 条 7 項、第 17 条 1 項、第 18 条 5 項、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条及び第 44 条 2 項の規定を除き、承諾済の承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。 1－1－10～1－1－17 [略] 1－1－18 施工体制台帳及び施工体系図 1～5 [略] 6 下請負人の社会保険等加入の有無に関する対応 (1)～(4) [略] (5) 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 ①当該社会保険等未加入建設業者が契約書第 7 条の 2 第 2 項一に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、(4) の①に定める期間内に確認書類が提出されなかったとき、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額 ②当該社会保険等未加入建設業者が契約書第 7 条の 2 第 2 項二に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が (4) の②に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額 (6) [略] 1－1－19・1－1－21 [略] 1－1－22 工事の一時中止 1 一般事項発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して

「施設機械工事等共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成23年3月2日付け農村第2035号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1章1-1-<u>55</u>により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1)～(3) [略] 2・3 [略] 1－1－<u>24</u>～1－1－<u>34</u> [略] 1－1－<u>35</u> 工事完成検査 1～3 [略] 4 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の立会又は遠隔確認により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)・(2) [略] <u>[削る。]</u> 5・6 [略] 7 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第1章1-1-<u>26</u>第3項の規定を準用する。 1－1－<u>36</u> 既済部分検査等 1・2 [略] 3 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の立会又は遠隔確認により、工事目的物を対象として工事出来高報告書及び工事出来形内訳書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)・(2) [略] <u>[削る。]</u> 4 修補 受注者は、検査職員の指示による修補については、第1章1-1-<u>31</u>第5項の規定を準用する。 5 適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、第1章1-1-<u>26</u>第3項の規定に従うものとする。 6・7 [略] 1－1－<u>37</u> 中間検査 1～4 [略] 5 資料の整備 受注者は、当該検査については、第1章1-1-<u>30</u>第3項を準用する。 1－1－<u>38</u> [略] 1－1－<u>39</u> 施工管理 1・2 [略]	通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1章1-1-<u>54</u>により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1)～(3) [略] 2・3 [略] 1－1－<u>23</u>～1－1－<u>33</u> [略] 1－1－<u>34</u> 工事完成検査 1～3 [略] 4 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の立会又は遠隔確認により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)・(2) [略] <u>(3) 週休二日の履行状況</u> 5・6 [略] 7 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第1章1-1-<u>25</u>第3項の規定を準用する。 1－1－<u>35</u> 既済部分検査等 1・2 [略] 3 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の立会又は遠隔確認により、工事目的物を対象として工事出来高報告書及び工事出来形内訳書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)・(2) [略] <u>(3) 週休二日の履行状況</u> 4 修補 受注者は、検査職員の指示による修補については、第1章1-1-<u>30</u>第5項の規定を準用する。 5 適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、第1章1-1-<u>25</u>第3項の規定に従うものとする。 6・7 [略] 1－1－<u>36</u> 中間検査 1～4 [略] 5 資料の整備 受注者は、当該技術検査については、第1章1-1-<u>29</u>第3項を準用する。 1－1－<u>37</u> [略] 1－1－<u>38</u> 施工管理 1・2 [略]

「施設機械工事等共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成 23 年 3 月 2 日付け農村第 2035 号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
3 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板については、本章 1－1－43 環境対策 10 に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 4～11 [略] 12 工事情報共有化 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日付け 3 農振第 1453 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）の別紙（URL 「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/」）に基づくこととする。 13 [略] 1－1－40 [略] 1－1－41 週休二日の対応 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、<u>土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組むなど、週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上</u>に努めなければならない 1－1－42 [略] 1－1－43 工事中の安全確保 1 安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（<u>平成 21 年 3 月 30 日付け 20 農振第 2236 号</u>農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2～21 [略] 1－1－44～1－1－52 [略] 1－1－53 施工時期及び施工時間の変更 1 [略] 2 休日又は夜間作業の連絡 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う <u>にあたっては、事前に作業日、作業時間、作業場所、作業理由、作業内容を監督職員に連絡しなければならない。</u> <u>なお、供用中の道路における工事については事前に理由を付した休日等作業届を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u> 1－1－54～1－1－64 [略]	3 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板については、本章 1－1－42 環境対策 10 に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 4～11 [略] 12 工事情報共有化 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日付け 3 農振第 1453 号）の別紙（URL 「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」）に基づくこととする。 13 [略] 1－1－39 [略] 1－1－40 週休二日の対応 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、<u>土日を休日とする 4 週 8 休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で 4 週 8 休以上の休日を確保するものであり、その実施</u>に努めなければならない 1－1－41 [略] 1－1－42 工事中の安全確保 1 安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（<u>20 農振第 2236 号平成 21 年 3 月 30 日付け</u>農林水産省農村振興局整備部長名）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2～21 [略] 1－1－43～1－1－51 [略] 1－1－52 施工時期及び施工時間の変更 1 [略] 2 休日又は夜間作業の連絡 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う <u>場合は、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。</u> <u>ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。</u> 1－1－53～1－1－63 [略]

改 正 後	改 正 前																														
第 3 章 共通施工 第 1 節～第 4 節 [略] 第 5 節 塗 装 3－5－1 [略] 3－5－2 素地調整 1 一般事項 受注者は、被塗装物表面の素地調整を行った後、塗装を行わなければならない。なお、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、次の表の仕様を適用しなければならない。 表 3－5－2 <table><tr><th>素地調整種別</th><th>素地調整の内容</th><th>施工後の金属面 (ISO 8501-1)</th></tr><tr><td>1 種</td><td>ブラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、清浄な金属面とする。</td><td>Sa21/2 相当</td></tr><tr><td>2 種</td><td>ブラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物等をすべて除去する。</td><td>Sa2、St3 相当</td></tr><tr><td>3 種</td><td>パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部（ふくれ、はがれ、われ等）、さび、その他付着物をすべて除去する。</td><td>St3 相当</td></tr><tr><td>4 種</td><td>パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。</td><td>St2 相当</td></tr></table> 3－5－3～3－5－5 [略] 第 6 節～第 13 節 [略]	素地調整種別	素地調整の内容	施工後の金属面 (ISO 8501-1)	1 種	ブラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、 清浄 な金属面とする。	Sa21/2 相当	2 種	ブラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物等をすべて除去する。	Sa2、St3 相当	3 種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部（ふくれ、はがれ、われ等）、さび、その他付着物をすべて除去する。	St3 相当	4 種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2 相当	第 3 章 共通施工 第 1 節～第 4 節 [略] 第 5 節 塗 装 3－5－1 [略] 3－5－2 素地調整 1 一般事項 受注者は、被塗装物表面の素地調整を行った後、塗装を行わなければならない。なお、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、次の表の仕様を適用しなければならない表 3－5－2 <table><tr><th>素地調整種別</th><th>素地調整の内容</th><th>施工後の金属面 (ISO 8501-1)</th></tr><tr><td>1 種</td><td>ブラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、正常な金属面とする。</td><td>Sa21/2 相当</td></tr><tr><td>2 種</td><td>ブラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物等をすべて除去する。</td><td>Sa2、St3 相当</td></tr><tr><td>3 種</td><td>パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部（ふくれ、はがれ、われ等）、さび、その他付着物をすべて除去する。</td><td>St3 相当</td></tr><tr><td>4 種</td><td>パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。</td><td>St2 相当</td></tr></table> 3－5－3～3－5－5 [略] 第 6 節～第 13 節 [略]	素地調整種別	素地調整の内容	施工後の金属面 (ISO 8501-1)	1 種	ブラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、 正常 な金属面とする。	Sa21/2 相当	2 種	ブラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物等をすべて除去する。	Sa2、St3 相当	3 種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部（ふくれ、はがれ、われ等）、さび、その他付着物をすべて除去する。	St3 相当	4 種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2 相当
素地調整種別	素地調整の内容	施工後の金属面 (ISO 8501-1)																													
1 種	ブラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、 清浄 な金属面とする。	Sa21/2 相当																													
2 種	ブラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物等をすべて除去する。	Sa2、St3 相当																													
3 種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部（ふくれ、はがれ、われ等）、さび、その他付着物をすべて除去する。	St3 相当																													
4 種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2 相当																													
素地調整種別	素地調整の内容	施工後の金属面 (ISO 8501-1)																													
1 種	ブラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、 正常 な金属面とする。	Sa21/2 相当																													
2 種	ブラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物等をすべて除去する。	Sa2、St3 相当																													
3 種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部（ふくれ、はがれ、われ等）、さび、その他付着物をすべて除去する。	St3 相当																													
4 種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2 相当																													

改 正 後	改 正 前												
第4章 水門設備 第1節 通 則 4－1－1～4－1－4 [略] 4－1－5 銘 板 1 [略] 2 銘板 銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。 表4－1－1 銘板仕様 <table><tr><td>仕 様</td><td>エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板</td></tr><tr><td>寸 法</td><td>200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)</td></tr><tr><td>材 質</td><td>青銅铸件、ステンレス鋼板、<u>アルミニウム板^{注)}</u>のいずれか</td></tr></table> <u>注)アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板(JIS H 4000 A 5052P)を標準とする。</u> 4－1－6・4－1－7 [略] 第2節～第6節 [略] 第7節 操作制御設備及び電源設備 4－7－1～4－7－3 [略] 4－7－4 機側操作盤 1～4 [略] 5 雷対策 <u>受注者は、機側操作盤等に適切な</u>雷対策を施さなければならない。 4－7－5～4－7－7 [略]	仕 様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板	寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)	材 質	青銅铸件、ステンレス鋼板、 <u>アルミニウム板^{注)}</u> のいずれか	第4章 水門設備 第1節 通 則 4－1－1～4－1－4 [略] 4－1－5 銘 板 1 [略] 2 銘板 銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。 表4－1－1 銘板仕様 <table><tr><td>仕 様</td><td>エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板</td></tr><tr><td>寸 法</td><td>200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)</td></tr><tr><td>材 質</td><td><u>黄銅板、</u>青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか</td></tr></table> [新設] 4－1－6・4－1－7 [略] 第2節～第6節 [略] 第7節 操作制御設備及び電源設備 4－7－1～4－7－3 [略] 4－7－4 機側操作盤 1～4 [略] 5 雷対策 機側操作盤等に<u>は、避雷器、耐雷トランス等を設置し、</u>雷対策を施さなければならない。 4－7－5～4－7－7 [略]	仕 様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板	寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)	材 質	<u>黄銅板、</u> 青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか
仕 様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板												
寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)												
材 質	青銅铸件、ステンレス鋼板、 <u>アルミニウム板^{注)}</u> のいずれか												
仕 様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板												
寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)												
材 質	<u>黄銅板、</u> 青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか												

「施設機械工事等共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成 23 年 3 月 2 日付け農村第 2035 号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 5 章 ゴム引布製起伏堰設備 第 1 節 [略] 第 2 節 袋 体 等 5－2－1 [略] 5－2－2 固定部 1 取付固定の構造及び取付角度 袋体の袋体積載床版、側壁及び堰柱等への取付固定は、膨張媒体が漏えい<u>かつ</u>、上流水が越流以外の形態で下流に流出しない構造とする。 また、袋体の側壁部への取付角度は、側壁部付近の袋体に応力集中等が発生しない適切な角度とする。 2 [略] 5－2－3 [略] 第 3 節 [略]	第 5 章 ゴム引布製起伏堰設備 第 1 節 [略] 第 2 節 袋 体 等 5－2－1 [略] 5－2－2 固定部 1 取付固定の構造及び取付角度 袋体の袋体積載床版、側壁及び堰柱等への取付固定は、膨張媒体が漏えい<u>したり</u>、上流水が越流以外の形態で下流に流出しない構造とする。 また、袋体の側壁部への取付角度は、側壁部付近の袋体に応力集中等が発生しない適切な角度とする。 2 [略] 5－2－3 [略] 第 3 節 [略]

改 正 後	改 正 前														
第 6 章 用排水ポンプ設備 第 1 節 通 則 6－1－1～6－1－3 〔略〕 6－1－4 銘 板 1 〔略〕 2 銘板の仕様 銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は表 6-1-1 を標準とする。 表 6－1－1 <table><tr><td>仕様</td><td>エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板</td></tr><tr><td rowspan="2">寸法</td><td><u>口径 1,000mm 未満の場合</u> 80mm×125mm 以上</td></tr><tr><td><u>口径 1,000mm 以上の場合</u> 125mm×200mm 以上</td></tr><tr><td>材質</td><td><u>青銅铸件、ステンレス鋼板、<u>アルミニウム板</u>(注)のいずれか</u></td></tr></table> <u>注) アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板（JIS H 4000 A 5052P）を標準とする。</u> 6－1－5 運転操作説明板 <u>〔削る。〕</u> ポンプ設備の操作室には、操作の手順等を記入した運転操作説明板を見やすい位置に設置するものとし、仕様は表 6-1-2 を標準とする。 〔略〕 6－1－6 付属工具 <u>〔削る。〕</u> 受注者は、主ポンプ設備等の保守管理に必要な付属工具を納品するものとする。 なお、付属工具の種類、数量及び格納方法は設計図書によるものとし、付属工具数量表を工具納品時に添付するものとする。 第 2 節 〔略〕 第 3 節 吸吐出管 6－3－1 一般事項	仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板	寸法	<u>口径 1,000mm 未満の場合</u> 80mm×125mm 以上	<u>口径 1,000mm 以上の場合</u> 125mm×200mm 以上	材質	<u>青銅铸件、ステンレス鋼板、<u>アルミニウム板</u>(注)のいずれか</u>	第 6 章 用排水ポンプ設備 第 1 節 通 則 6－1－1～6－1－3 〔略〕 6－1－4 銘 板 1 〔略〕 2 銘板の仕様 銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は表 6-1-1 を標準とする。 表 6－1－1 <table><tr><td>仕様</td><td>エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板</td></tr><tr><td rowspan="2">寸法</td><td><u>ポンプ吐出し量口径 1,000mm 未満の場合</u> 80mm×125mm 以上</td></tr><tr><td><u>ポンプ吐出し量口径 1,000mm 以上の場合</u> 125mm×200mm 以上</td></tr><tr><td>材質</td><td><u>黄銅板又はステンレス鋼板</u></td></tr></table> <u>〔新設〕</u> 6－1－5 運転操作説明板 <u>1 一般事項</u> ポンプ設備の操作室には、操作の手順等を記入した運転操作説明板を見やすい位置に設置するものとし、仕様は表 6-1-2 を標準とする。 〔略〕 6－1－6 付属工具 <u>1 一般事項</u>受注者は、主ポンプ設備等の保守管理に必要な付属工具を納品するものとする。 なお、付属工具の種類、数量及び格納方法は設計図書によるものとし、付属工具数量表を工具納品時に添付するものとする。 第 2 節 〔略〕 第 3 節 吸吐出管 6－3－1 一般事項	仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板	寸法	<u>ポンプ吐出し量口径 1,000mm 未満の場合</u> 80mm×125mm 以上	<u>ポンプ吐出し量口径 1,000mm 以上の場合</u> 125mm×200mm 以上	材質	<u>黄銅板又はステンレス鋼板</u>
仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板														
寸法	<u>口径 1,000mm 未満の場合</u> 80mm×125mm 以上														
	<u>口径 1,000mm 以上の場合</u> 125mm×200mm 以上														
材質	<u>青銅铸件、ステンレス鋼板、<u>アルミニウム板</u>(注)のいずれか</u>														
仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板														
寸法	<u>ポンプ吐出し量口径 1,000mm 未満の場合</u> 80mm×125mm 以上														
	<u>ポンプ吐出し量口径 1,000mm 以上の場合</u> 125mm×200mm 以上														
材質	<u>黄銅板又はステンレス鋼板</u>														

「施設機械工事等共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成 23 年 3 月 2 日付け農村第 2035 号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<u>〔削る。〕</u> <u>1 ～ 5</u> 〔略〕 <u>（1）・（2）</u> 〔略〕 6－3－2 ～ 6－3－4 〔略〕 第 4 節 主配管用弁類 6－4－1 〔略〕 6－4－2 逆止め弁 <u>〔削る。〕</u> 逆止め弁は、急閉、緩閉、普通スイング式及びリフト式弁で、逆止め弁の選定は、設計図書によるものとする。 6－4－3 ～ 6－4－7 〔略〕 第 5 節～第 7 節 〔略〕 第 8 節 系統機器設備 6－8－1 〔略〕 6－8－2 満水（呼水）系統設備 1 ・ 2 〔略〕 3 補水槽 補水槽の仕様は、設計図書による。 6－8－3 給水系統設備 1 共通事項 給水系統設備は、各機器へ必要な水を供給するもので、冷却水系統、潤滑水系統、封水系統で構成されるものとする。 2 ～ 5 〔略〕 6－8－4 燃料系統設備 1 一般事項 燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。 <u>（1）・（2）</u> 〔略〕 2 ～ 6 〔略〕 6－8－5 〔略〕 6－8－6 給油（潤滑油）系統設備 1 ・ 2 〔略〕 3 潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器	<u>1 吸吐出管</u> <u>（1） ～ （5）</u> 〔略〕 <u>① ・ ②</u> 〔略〕 6－3－2 ～ 6－3－4 〔略〕 第 4 節 主配管用弁類 6－4－1 〔略〕 6－4－2 逆止め弁 <u>1 逆止め弁</u> 逆止め弁は、急閉、緩閉、普通スイング式及びリフト式弁で、逆止め弁の選定は、設計図書によるものとする。 6－4－3 ～ 6－4－7 〔略〕 第 5 節～第 7 節 〔略〕 第 8 節 系統機器設備 6－8－1 〔略〕 6－8－2 満水（呼水）系統設備 1 ・ 2 〔略〕 3 補水槽 <u>（1）</u> 補水槽の仕様は、設計図書による。 6－8－3 給水系統設備 1 共通事項 <u>（1）</u> 給水系統設備は、各機器へ必要な水を供給するもので、冷却水系統、潤滑水系統、封水系統で構成されるものとする。 2 ～ 5 〔略〕 6－8－4 燃料系統設備 1 一般事項 <u>（1）</u> 燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。 <u>① ・ ②</u> 〔略〕 2 ～ 6 〔略〕 6－8－5 〔略〕 6－8－6 給油（潤滑油）系統設備 1 ・ 2 〔略〕 3 潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器

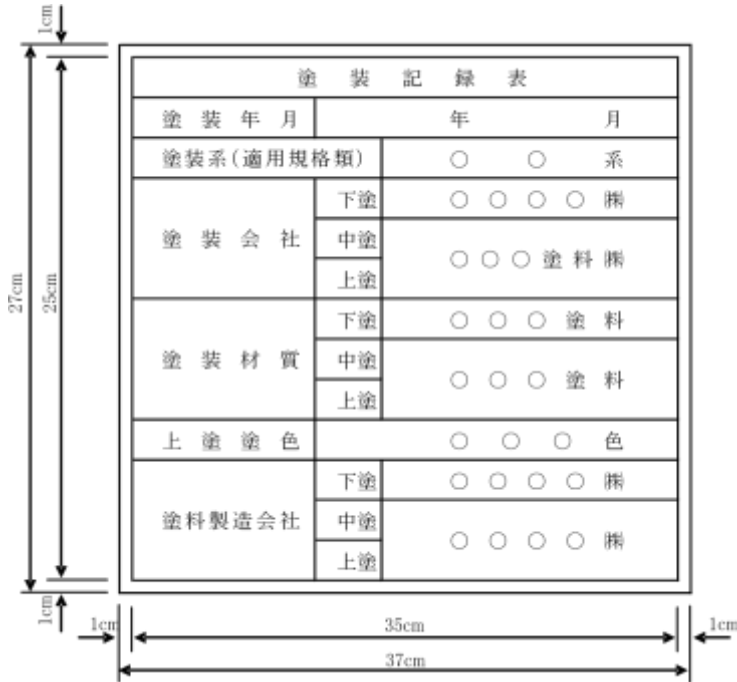
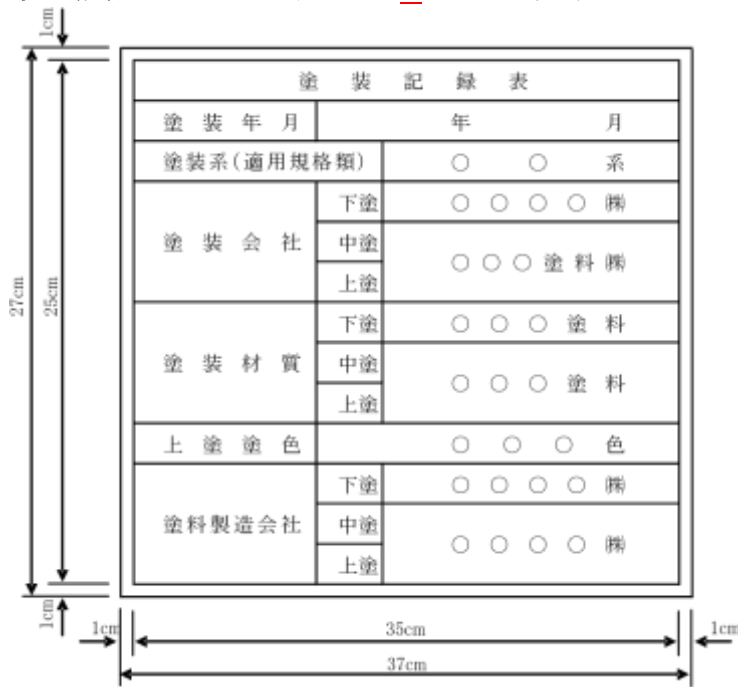
「施設機械工事等共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成 23 年 3 月 2 日付け農村第 2035 号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器の仕様は、設計図書による。 6－8－7 [略] 第 9 節 監視操作制御設備及び電源設備 6－9－1 [略] 6－9－2 監視操作制御方式 1・2 [略] 3 監視操作制御機器 (1) [略] (2) 周囲の環境条件は、<u>JIS C 62271-200</u>、JEM 1265 等によるものとし、これ以外の場合は設計図書で明示するものとする。(3)～(5) [略] 4 [略] 6－9－3～6－9－5 [略] 第 10 節 角落し 6－10－1 [略] 6－10－2 構造計算 <u>[削る。]</u> 構造計算は設計図書による。 6－10－3 吊込装置 <u>[削る。]</u> <u>1・2</u> [略] 第 11 節・第 12 節 [略]	<u>(1)</u> 潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器の仕様は、設計図書による。 6－8－7 [略] 第 9 節 監視操作制御設備及び電源設備 6－9－1 [略] 6－9－2 監視操作制御方式 1・2 [略] 3 監視操作制御機器 (1) [略] (2) 周囲の環境条件は、<u>JEM 1425</u>、JEM 1265 等によるものとし、これ以外の場合は設計図書で明示するものとする。 (3) ～(5) [略] 4 [略] 6－9－3～6－9－5 [略] 第 10 節 角落し 6－10－1 [略] 6－10－2 構造計算 <u>1 構造計算</u> 構造計算は設計図書による。 6－10－3 吊込装置 <u>1 吊込装置</u> <u>(1)・(2)</u> [略] 第 11 節・第 12 節 [略]

改 正 後	改 正 前												
第7章 除塵設備 第1節 通 則 7-1-1～7-1-4 [略] 7-1-5 銘 板 1 [略] 2 銘板 銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。 表7-1-1 銘板（単位：mm） <table><tr><td>仕 様</td><td>エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板</td></tr><tr><td>寸 法</td><td>200×315 (mm)、250×400 (mm)、315×500 (mm)、<u>400×630 (mm)</u></td></tr><tr><td>材 質</td><td>青銅铸件、ステンレス鋼板、<u>アルミニウム板注</u>のいずれか</td></tr></table> 注）アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板（JIS H 4000 A 5052P）を標準とする。 7-1-6・7-1-7 [略] 第2節～第5節 [略]	仕 様	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板	寸 法	200×315 (mm)、250×400 (mm)、315×500 (mm)、 <u>400×630 (mm)</u>	材 質	青銅铸件、ステンレス鋼板、 <u>アルミニウム板注</u> のいずれか	第7章 除塵設備 第1節 通 則 7-1-1～7-1-4 [略] 7-1-5 銘 板 1 [略] 2 銘板 銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。 表7-1-1 銘板（単位：mm） <table><tr><td>種 類</td><td>エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板</td></tr><tr><td>寸 法</td><td>200×315 (mm)、250×400 (mm)、315×500 (mm) 400×630 (mm)</td></tr><tr><td>材 質</td><td><u>黄銅板</u>、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか</td></tr></table> [新設] 7-1-6・7-1-7 [略] 第2節～第5節 [略]	種 類	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板	寸 法	200×315 (mm)、250×400 (mm)、315×500 (mm) 400×630 (mm)	材 質	<u>黄銅板</u> 、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか
仕 様	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板												
寸 法	200×315 (mm)、250×400 (mm)、315×500 (mm)、 <u>400×630 (mm)</u>												
材 質	青銅铸件、ステンレス鋼板、 <u>アルミニウム板注</u> のいずれか												
種 類	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板												
寸 法	200×315 (mm)、250×400 (mm)、315×500 (mm) 400×630 (mm)												
材 質	<u>黄銅板</u> 、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか												

改 正 後	改 正 前																
第 8 章 ダム管理設備 第 1 節 通 則 8－1－1～8－1－4 [略] 8－1－5 銘 板 1 [略] 2 銘 板 銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。 表 8－1－1 <table><tr><td colspan="2">銘板の標準規格</td></tr><tr><td>仕 様</td><td>エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板</td></tr><tr><td>寸 法</td><td>200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)</td></tr><tr><td>材 質</td><td>青銅铸件、ステンレス鋼板、<u>アルミニウム板</u>のいずれか</td></tr></table> なお、<u>アルミニウム板は、表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板（JIS H 4000 A 5052）を標準とする。</u> 8－1－6・8－1－7 [略] 第 2 節～第 7 節 [略]	銘板の標準規格		仕 様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板	寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)	材 質	青銅铸件、ステンレス鋼板、 <u>アルミニウム板</u> のいずれか	第 8 章 ダム管理設備 第 1 節 通 則 8－1－1～8－1－4 [略] 8－1－5 銘 板 1 [略] 2 銘 板 銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。 表 8－1－1 <table><tr><td colspan="2">銘板の標準規格</td></tr><tr><td>仕 様</td><td>エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板</td></tr><tr><td>寸 法</td><td>200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)</td></tr><tr><td>材 質</td><td><u>黄銅板</u>、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか</td></tr></table> <u>[新設]</u> 8－1－6・8－1－7 [略] 第 2 節～第 7 節 [略]	銘板の標準規格		仕 様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板	寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)	材 質	<u>黄銅板</u> 、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか
銘板の標準規格																	
仕 様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板																
寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)																
材 質	青銅铸件、ステンレス鋼板、 <u>アルミニウム板</u> のいずれか																
銘板の標準規格																	
仕 様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板																
寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)																
材 質	<u>黄銅板</u> 、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか																

改 正 案	改 正 前
第10章 鋼橋上部工 第1節 通 則 10－1－1・10－1－2 [略] 10－1－3 銘板 1 受注者は、<u>橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図10-1-1 橋歴板の記載例によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。</u> <u>[削る。]</u> <u>[削る。]</u> <u>[削る。]</u> <u>[削る。]</u> <u>[削る。]</u> <u>[削る。]</u> <u>[削る。]</u> <u>[削る。]</u> ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名 図10-1-1 銘板の寸法及び記載事項 2 橋歴板 受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。 3 <u>受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。</u>	第10章 鋼橋上部工 第1節 通 則 10－1－1・10－1－2 [略] 10－1－3 銘板 1 受注者は、<u>次の内容を記録した橋歴板を製作しなければならない。</u> (1) <u>橋 名</u> (2) <u>完成年月(製作年月)</u> (3) <u>事業名等</u> (4) <u>適用示方書</u> (5) <u>活荷重</u> (6) <u>使用鋼材</u> (7) <u>設計会社</u> (8) <u>製作会社</u> (9) <u>施工会社</u> <u>[新設]</u> 2 橋歴板 受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。 <u>[新設]</u>

改 正 案	改 正 前
10－1－4 塗装記録 1 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）又は終点側（右）の外桁腹板に、ペイント又は耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図10-1-<u>2</u>のとおり記録しなければならない。  図10－1－<u>2</u> 塗装記録表の仕様 第2節～第7節 [略] 第8節 支 承 工 10－8－1 [略] 10－8－2 支 承 工 1 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第<u>6</u>章 支承部の施工」（日本道路協会）による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 2 [略] 第9節 [略]	10－1－4 塗装記録 1 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）又は終点側（右）の外桁腹板に、ペイント又は耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図10-1-<u>1</u>のとおり記録しなければならない。  図10－1－<u>1</u> 塗装記録表の仕様 第2節～第7節 [略] 第8節 支 承 工 10－8－1 [略] 10－8－2 支 承 工 1 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第<u>5</u>章 支承部の施工」（日本道路協会）による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 2 [略] 第9節 [略]

「施設機械工事等共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成 23 年 3 月 2 日付け農村第 2035 号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表
(下線の部分は改正部分下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 12 章 電気設備 第 1 節 通 則 12－1－1 [略] 12－1－2 一般事項 1 ～ 9 [略] 10 各盤の配線及び構造 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、<u>JIS C 62271-200(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)</u>、JEM 1265（低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ）、JEM 1459（配電盤、制御盤の構造及び寸法）等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 11 [略] 12 配線方式 監視操作制御設備等の配線方式は、次のとおりとする。 (1) 電線の種類及び電線被覆の色別は、<u>JIS C 62271-200</u>、JEM 1265 等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (2) ・(3) [略] 13 盤名称板 監視操作制御設備等の盤名称板は、<u>JIS C 62271-200</u> によるもののほか、次によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (1) ～ (4) [略] 14～16 [略] 第 2 節～第 7 節 [略]	第 12 章 電気設備 第 1 節 通 則 12－1－1 [略] 12－1－2 一般事項 1 ～ 9 [略] 10 各盤の配線及び構造 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、<u>JEM 1425(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)</u>、JEM 1265（低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ）、JEM 1459（配電盤、制御盤の構造及び寸法）等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 11 [略] 12 配線方式 監視操作制御設備等の配線方式は、次のとおりとする。 (1) 電線の種類及び電線被覆の色別は、<u>JEM 1425</u>、JEM 1265 等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (2) ・(3) [略] 13 盤名称板 監視操作制御設備等の盤名称板は、<u>JEM 1425</u> によるもののほか、次によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (1) ～ (4) [略] 14～16 [略] 第 2 節～第 7 節 [略]

「施設機械工事等共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成 23 年 3 月 2 日付け農村第 2035 号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表
(下線の部分は改正部分下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 13 章 水管理制御設備 第 1 節 [略] 第 2 節 情報処理設備 13－2－1～13－2－5 [略] 13－2－6 プリンタ 本機器の機能は次のとおりとする。 1～3 [略] <u>[削る。]</u> <u>4</u> プリンタ切換器は、2 台のパソコンで 1 台のプリンタを共有するもので、先に入力された方を優先して自動的に切り換え、印刷中断時に他方の処理装置が入力しても、一定時間内なら続けて優先する占有タイマを搭載し出力データの混在が発生しないものとする。 <u>5</u> プリンタバッファは、複数台のパソコンで 1 台のプリンタを共有するもので、バッファ機能を有し、データの転送が終了した段階でパソコンを開放し効率的な利用が可能なものとする。 <u>6</u> LAN インタフェースはプリンタに内蔵し、LAN に接続されている複数台のパソコンが 1 台のプリンタを共有可能なものとする。 13－2－7～13－2－9 [略] 第 3 節～第 10 節 [略]	第 13 章 水管理制御設備 第 1 節 [略] 第 2 節 情報処理設備 13－2－1～13－2－5 [略] 13－2－6 プリンタ 本機器の機能は次のとおりとする。 1～3 [略] <u>4 シリアルプリンタは、アナウンスメント、時報、日報、月報、年報の記録（印字）に使用できるものとし、白紙フォーム又は印刷フォームに印字可能なものとする。</u> <u>5</u> プリンタ切換器は、2 台のパソコンで 1 台のプリンタを共有するもので、先に入力された方を優先して自動的に切り換え、印刷中断時に他方の処理装置が入力しても、一定時間内なら続けて優先する占有タイマを搭載し出力データの混在が発生しないものとする。 <u>6</u> プリンタバッファは、複数台のパソコンで 1 台のプリンタを共有するもので、バッファ機能を有し、データの転送が終了した段階でパソコンを開放し効率的な利用が可能なものとする。 <u>7</u> LAN インタフェースはプリンタに内蔵し、LAN に接続されている複数台のパソコンが 1 台のプリンタを共有可能なものとする。 13－2－7～13－2－9 [略] 第 3 節～第 10 節 [略]